

多良木町告示第5号

多良木町建設工事等入札金額内訳書の提出に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第12条及び第13条の規定により、多良木町が発注する建設工事及び委託業務について、入札における適正な履行の促進を図るため、入札参加者に入札金額内訳書（別記様式。以下「内訳書」という。）の提出を求めることについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象とする工事等)

第2条 多良木町が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）、調査業務委託、測量調査委託業務、設計委託業務等（以下「町工事等」という。）の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札について、全ての入札参加者は内訳書を提出しなければならない。

(提出方法)

第3条 町工事等の入札参加者は、入札時に入札書に添付して内訳書を提出するものとする。ただし、開札から直ちに行う再度の入札の場合にあつては、内訳書の提出は要しない。

(内訳書の記載事項)

第4条 入札参加者は、内訳書の提出にあたり、次の事項を記載するものとする。

- (1) 入札年月日
- (2) 発注者名
- (3) 入札者の所在地、商号又は名称及び代表者の職氏名
- (4) 代表者印の押印
- (5) 工事（業務）番号、工事（業務）名称及び工事（履行）場所
- (6) 積算内訳資料の各項目に対応する単位、数量及び入札額の根拠とした単価及び金額等

(内訳書の取扱)

第5条 提出された内訳書は返却しない。また、提出された内訳書の変更若しくは取消しは認めない。

2 入札において、談合等の不正行為が疑われる場合は、提出された内訳書を公正取引委員会等の関係機関へ提出することがある。

(内訳書の審査)

第6条 審査は、開札時において入札者参加者全員の内訳書について、次の事項を確認することとし、確認を行った後に落札決定を行うものとする。

- (1) 当該工事等に係る内訳書であるか。
- (2) 内訳書に記載された入札者名は正しいか。
- (3) 各項目の単位及び数量は適正か。
- (4) 各項目の金額が、他の入札参加者と全く同一でないか。
- (5) 内訳書の金額が、入札金額と同額であるか。
- (6) 他の入札参加者の様式を入手して使用していないか。

(入札の無効及び中止)

第7条 提出された内訳書が次の各号のいずれかに該当する場合には、多良木町競争契約入札心得（平成7年訓令第2号）第9条第10号に規定する「その他入札に関する条件に違反した入札」

に該当するものとして、当該入札者の入札を無効として取り扱う。ただし、記載された内容が軽微な誤記であるときは、注意を行ったうえで無効としないことができるものとする。また、談合等の不正行為が疑われる場合は、必要に応じて入札を中止するものとする。

- (1) 内訳書が提出されない場合又は提出された内訳書が白紙である場合
- (2) 記載すべき事項にもれ又は誤りがある場合
- (3) 当該内訳書とは無関係な書類である場合
- (4) 入札書の金額と工事価格金額が不一致の場合
- (5) 代表者の押印がない場合
- (6) 他の入札参加者が作成した内訳書の全部又は一部を使用していると認められる場合
- (7) その他発注者において不審と判断した場合

附 則

この要領は、平成27年4月1日以降に執行される入札から適用する。

